

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき指定管理者監査を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 1 月 9 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 瀬 戸 元

第 1 監査の概要

1 監査の期間

令和 5 年 10 月 27 日（金）から令和 5 年 12 月 28 日（木）まで

2 監査の対象

「飯塚市穂波福祉総合センター」の指定管理者の業務について

- ・ 指定管理者 株式会社 トキワビル商会
- ・ 担当課 社会・障がい者福祉課

3 監査の場所

監査事務局及び当該施設、トキワビル商会

4 監査の範囲

令和 4 年度の指定管理者の業務に関する財務及びその他の事務の執行状況、施設等の管理状況について

5 監査の方法

「飯塚市穂波福祉総合センター」が設置の目的に沿って適切かつ効果的に管理され、財務事務が適正に処理されているかを主眼として、関係書類を抽出等により調査するとともに、現地調査や関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施しました。

6 監査の主な着眼点

【指定管理者】

- (1) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。

- ① 施設管理業務の実施状況
 - ② 施設の利用状況
 - ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (2) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (3) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (4) 料金収入や施設の管理に関する収支に係る会計経理は適切に行われているか。
- ① 関係帳簿の整備・記帳は適正か。
 - ② 証拠書類の整備・保存は適正か。

【所管課】

- (1) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (2) 指定管理業務の履行確認は、精算報告書または実績報告書により適切に行われているか。
- (3) 事業費の算定及び支出方法、時期、手続き等は適正か。

第2 監査の結果

- 1 指定管理料 令和4年度 63,583,153円
- 2 監査結果の内容

今回の監査においては、施設の管理、会計経理及び事業報告が、協定書等に基づき適正かつ効率的に行われているかに留意して実施しました。

その結果、「飯塚市穂波福祉総合センター」における公の施設の管理に係る財務その他の事務は、概ね適正に執行されていることが認められました。今後とも、指定管理協定書等に基づく、適正な事務処理と事業の公益性のために、より一層努力されることを望みます。

なお、令和4年度事務執行の一部で、直ちに是正及び改善を要する事項がありましたので、下記のとおり文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正な処理を行うよう求めました。

【社会・障がい者福祉課に対する指摘事項】

1 枝国市民広場の利用申請について（局長指摘事項）

飯塚市穂波福祉総合センター（以下「センター」という。）に隣接する私有地に

ついて、土地所有者（枝国 16 名共有地組合）と借地契約を締結のうえ、センター駐車場敷きとして利用している。

この土地の一部を枝国市民広場として市民に無料貸付し、利用申請書の受付、許可を指定管理者に行わせているが、センター条例及び同条例施行規則には本広場についての規定がなく、公の施設として位置づけされていないものを指定管理者に管理させることはできないと史料する。

早急に是正すること。

2 書類の提出及び管理について（局長指摘事項）

(1) 自主事業及び再委託の承認について

自主事業及び再委託について、センター指定管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）には、「指定管理者は自主事業の実施にあたり、事前に市へ事業計画書を提出し、承認されたものについてのみ実施することができる。」、「業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないが、市が定める業務について、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。」旨が記されている。

指定管理者が提出した令和 4 年度の事業計画書に対し、主管課は収受、供覧、承認の決裁という一連の処理を行っていなかった。

また、再委託の承認依頼について、指定管理者からの文書が年度内に提出されていないとの理由で処理を行っておらず、その結果、市の承認がないまま指定管理者は自主事業、再委託を実施していた。

主管課は、遅滞なく書類を提出するよう指定管理者に指導するとともに、管理監督者は、事務処理の管理を徹底すること。

(2) 協定締結後の書類について

仕様書には、協定締結後に指定管理者が提出する書類を定めているが、施設管理者選任届、業務従事者名簿、職務分担表が提出されていなかった。

主管課は、指定管理者に仕様書に則り、適切な事務処理を行うよう指導するとともに、必要な書類について督促をすること。

3 利用料金等について（局長指摘事項）

センターでは、コインタイマー付きの高電位治療器を使用する際に 1 回 100 円を機器に投入させ、指定管理者は手数料としてその他収入に計上しているが、本機器

は市の備品であることから、利用料金として条例等に規定されたい。

また、電子複写機の利用者から実費負担として1枚当たり10円（白黒）の料金を徴収しているが、この料金徴収については、センターの管理に関する基本協定（以下「基本協定」という。）等にも記載がなく、金額算定の根拠が不明確である。

同様に、指定管理者が設置しているマッサージ機についても、算定根拠のないまま料金（1回100円）を徴収している。

自主事業としてコピー及びマッサージ機の料金徴収を許可するのであれば、基本協定、自主事業承認依頼等に料金を明記すること。

4 宿日直委託について（局長指摘事項）

令和4年度事業報告書に添付されている管理運営に関する収支報告書では、事業費の委託料に宿日直2,939,921円が計上されている。

しかしながら、これは第三者への再委託ではなく、指定管理者が自社内で職務命令のもと業務を行っているものであり、委託料として支出することには疑義がある。

人件費等の適切な費目で計上するよう、指定管理者に指導すること。

【飯塚市穂波福祉総合センター指定管理者に対する指摘事項】

1 書類の提出及び管理について（局長指摘事項）

(1) 自主事業及び再委託の承認について

自主事業及び再委託について、センター指定管理業務仕様書には、「指定管理者は自主事業の実施にあたり、事前に市へ事業計画書を提出し、承認されたものについてのみ実施することができる。」「業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないが、市が定める業務について、あらかじめ市の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。」旨が記されています。

しかしながら、再委託の承認依頼の提出を失念し、5年度の依頼文書と同時期に提出していました。

また、自主事業については、再委託の承認の確認をしないまま業務を実施していました。

自主事業、再委託については、市の承認を得たうえで実施してください。

(2) 協定締結後の書類について

仕様書には、協定締結後に指定管理者が提出する書類を定めていますが、施設

管理者選任届、業務従事者名簿、職務分担表が提出されていませんでした。

仕様書に則り、適切な事務処理を行うようにしてください。

2 宿日直委託について（局長指摘事項）

令和4年度事業報告書に添付されている管理運営に関する収支報告書（以下「収支報告書」という。）では、事業費の委託料に宿日直2,939,921円が計上されています。

しかしながら、これは第三者への再委託ではなく、指定管理者が自社内で職務命令のもと業務を行っているものであり、委託料として支出することには疑義があります。

今後は、人件費等の適切な費目で計上するようにしてください。